

家族心理学研究 投稿論文執筆要項

制 定：1986 年 6 月 8 日

最新改定：2022 年 3 月 27 日

(形式)

1. 原稿は、以下を提出する。
 - a) 本文（標題のみ明記した表紙，図表を含む）：本文中には氏名，所属，謝辞等，執筆者が特定される情報を記載しない。
 - b) 英文要約（標題・要約・キーワード）と和文要約（標題・要約・キーワード）
2. 原稿は必ず Word を使用し，A4 用紙に 1 ページ 22 字×38 行横書きで作成する。
3. 本誌掲載ページは 12 ページ以内，原稿総ページ数は 23 ページ以内とする。ただし，原稿総ページ数は，図表，文献，謝辞等を含み，表紙，英文要約，和文要約を含まない。
4. 謝辞は，掲載決定後，最終原稿に記載し提出する。
5. 学会ホームページから「投稿論文チェックリスト」を入手し，必要事項を記入の上原稿とともに提出する。

(表記)

6. 常用漢字，現代かなづかい，算用数字を用い，簡潔かつ明瞭に記述する。アルファベットおよび算用数字は，特に理由のない限り半角を用いる。
7. 本文中の外国人名は，原語表記を原則とする。

(図表と注)

8. 表と図は，必要最小限とし，本文中にそれぞれにみあうスペースを空けておく。作成にあたっては，図表作成の手引きを参照のこと。
9. 表と図には，表 1，図 1 のように通し番号をつける。表の題はその上部に，図と写真の題は下部に書く。説明文は，いずれも下部に記述する。図版，写真などで印刷に特に費用の要するものは，執筆者の負担とする。
10. 注は原則として本文中に組み入れ，脚注とするときは通し番号をつけ，本文中に対応する番号を付する。

(文献)

11. 本文中の引用は，人名（西暦年号）とする。
12. 記載する文献は，本文中に引用あるいは記して参照したもののみとし，参考文献は記さない。
13. 引用文献は，本文の終わりに「文献」の見出しで，著者の姓を基準にしてアルファベット順に一括して記載する。
 - a) 雑誌の場合：著者名，公刊年(西暦)，標題，誌名，巻，号，記載頁の順による。
 - b) 単行本の場合：著者名，発行年度(西暦)，書名，発行所，記載頁の順とする。ただし，編者と担当執筆者の異なる単行本の場合は，該当執筆者を筆頭にあげ，以下，発行年度，標題，編者名，書名，発行所，記載頁の順とする。
 - c) 著者名を基準にした一括記載の場合，同一著者で 2 種以上の文献がある場合は発行

年度順とし、さらに同年度に同一人の2種以上の文献がある場合には1980a, 1980bのように区別して記載する。

(英文要約と和文要約)

14. 投稿時の原稿には、以下を記載し、提出する。
 - a) 和文要約と英文要約として、標題のみを明記したものを提出する。いずれも氏名、所属等、執筆者が特定される情報を記載しない。
 - b) 標題(1~2行), 200~300語程度の要約, 英語で5語以内のKeywords(1行)の順に記述し, 各項目の間に1行空ける。
15. 掲載決定後の最終原稿には、以下を記載する。
 - a) 和文要約と英文要約として、標題のみを明記したものと、標題, 執筆者全員の氏名, 所属を明記したものの2種類をそれぞれについて用意し, 提出する。
 - b) 標題(1~2行), ローマ字表記の執筆者名およびその所属, 200~300語程度の要約, 英語で5語以内のKeywords(1行)の順に記述し, 各項目の間に1行空ける。
 - c) 執筆者名は, family name, given nameの順に記し, 共著の場合も含めて1行に記載することを原則とする。ただし, 執筆者が多数の場合には, 複数行にわたってもよい。
 - d) 所属は, 執筆者名の次行に記すものとする。複数の執筆者の所属がそれぞれ異なる場合には, 執筆者名に対応する位置に記すか, あるいは次の例に従う。

〔例〕 Oda, Nobunaga¹; Hashiba, Hideyoshi¹; Maeda, Toshiie² and Tokugawa, Ieyasu³

¹Azuchi University ²Hokuriku Mental Clinic ³Edo Family Counseling Room

16. 投稿時, および最終原稿の英文は熟達した人によるか, その校閲を受けていなければならない。

附則

1. 本規定は, 1986年6月8日より施行する
2. 本規定は, 2003年4月1日に一部修正し, 同日より施行する。
3. 本規定は, 2005年7月17日に一部修正し, 同日より施行する。
4. 本規定は, 2010年8月21日に一部修正し, 同日より施行する。
5. 本規定は, 2013年8月30日に一部修正し, 同日より施行する。
6. 本規定は, 2017年9月1日に一部修正し, 同日より施行する。
7. 本規定は, 2020年12月26日に一部修正し, 同日より施行する。
8. 本規定は, 2022年3月27日に一部修正し, 同日より施行する。